平成２５年（フ）第４３号
広島県福山市御幸町大字上岩成843番地１
債務者　石原　節子
１　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　沼田　大助
４　破産債権の届出期間　平成25年５月17日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年７月12日午後２時15分
６　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第１４号
兵庫県南あわじ市潮美台１丁目24番地５
債務者　繁田ピアノ教室こと　繁田　真紀
１　決定年月日時　平成25年４月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　富本　和路
４　破産債権の届出期間　平成25年５月31日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月８日午後１時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２５年（フ）第１９６号
神戸市長田区海運町４丁目３番３号
債務者　ＳＨＯ　ＤＥＮＫＯＵこと　中村　祥二
１　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　杉原　　努
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月20日午前10時15分
５　免責意見申述期間　平成25年６月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３２９号
大阪市住之江区南港中４丁目２番16―319号
債務者　近藤　寿行
１　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　柳　　達哉
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月24日午後３時
５　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２０４号
大阪市城東区東中浜６丁目15番10―210号
債務者　山田　人美
１　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小島　幸保
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月24日午後３時
５　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１３７１号
大阪市西成区梅南１丁目６番４―502号、前住所大阪市住之江区南港中５丁目５番31―812号
債務者　山﨑　　晃
１　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藏本　隆之
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月24日午後３時
５　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２４９３号
福岡市中央区平尾４丁目10番10―101号
債務者　今村　宏明（旧姓畑）
１　決定年月日時　平成25年４月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　世良　洋子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月８日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１３１８号
広島市中区流川町８番９―303号
債務者　上松　良男
１　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　釜風呂英嗣
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月９日午後１時10分
５　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２９号
広島市南区堀越２丁目６番32号
債務者　吉田　真一
１　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐藤真奈美
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月12日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３０６号
広島市佐伯区美鈴が丘緑２丁目５番16号
債務者　宇野　嘉倫
１　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中田　憲悟
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月17日午後３時30分
５　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８４号
福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁１丁目４番13―102号　長者原ハイツ
債務者　内川あさみ
１　決定年月日時　平成25年４月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　高山　大地
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月22日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第８号
秋田県由利本荘市谷山小路７番地
債務者　印藤　俊一
１　決定年月日時　平成25年４月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　平野　一史
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月21日午前10時
５　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２５年（フ）第１３６４号
神戸市兵庫区荒田町４丁目13―４―201号、住民票上の住所神戸市兵庫区荒田町４丁目26番７号　東山マンション１Ｆ
債務者　増田　邦夫
１　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岸野　　正
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月27日午後３時
５　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１３７６号
大阪府摂津市別府３丁目18番16号、前住所大阪府摂津市南別府町１番32号
債務者　神垣　純之
１　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　湯川　幸恵
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月27日午後３時
５　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７８号
宮崎県児湯郡新富町下富田2986―２　小嶋亮一方、住民票上の住所宮崎市佐土原町下田島7912番地
債務者　福井　貴子
１　決定年月日時　平成25年４月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　郷　　俊介
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月14日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第６５号
三重県津市香良洲町681番地
債務者　長谷川友成
１　決定年月日時　平成25年４月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　白山雄一郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月12日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第４０号
松江市内中原町209番地４
債務者　相見　利夫
１　決定年月日時　平成25年４月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大野　遼太
４　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
松江地方裁判所民事部